

国立大学法人群馬大学学長選考会議規則

平成16. 4. 1 制定

改正 平成18. 4. 1 平成19. 4. 1

平成23. 4. 1 平成26. 4. 1

平成27. 4. 1 令和元. 9. 26

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学組織規則第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 学長選考会議は、学長の選考及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条の規定による学長の解任の申出を行うとともに、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考方法に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の業務執行の状況に関する事項
- (4) その他学長の選考及び解任に関する事項

(組 織)

第3条 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人群馬大学経営協議会規則第3条第1項第4号に掲げる者の中から、国立大学法人群馬大学経営協議会において選出された者 4人
- (2) 国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第4号から第9号までに掲げる者の中から、国立大学法人群馬大学教育研究評議会において選出された者 4人
- (3) 学長選考会議の議を経て議長が指名する理事 4人以内

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 長)

第5条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議 事)

第6条 学長選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第 8 条 学長選考会議の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑 則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、学長選考会議の組織及び運営に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月26日から施行する。